

「くらしの便利帳」 お詫びと訂正

「荒尾市暮らしの便利帳」に掲載している記事に誤りがありました。
お詫びして下表のとおり訂正します。【問】市民課 ☎ 63-1302

ページ	訂正箇所	誤	正						
P49	届出証明・証明書 荒尾市市民サービスセンター 表中 業務内容の文中、上から4段目④税関係	固定資産税証明書 (無資産は除く)	固定資産証明書(法人と無資産 証明、死亡者名義分は除く)						
P97	ごみ・リサイクル・ライフライン ごみの出し方 燃えるごみの出し方 ■剪定枝など 1行目	剪定枝など(木、竹類)は、	剪定枝は、						
P98	ごみ・リサイクル・ライフライン ごみの出し方 リサイクル 挿絵中	全ての空きびん類	空きびん類						
P99	ごみ・リサイクル・ライフライン ごみの出し方 リサイクル表中 古金物類、その他	<table border="1"> <tr> <td>古金物類</td> <td>ステンレス水筒 ゴルフクラブ アイロン</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>車のアルミホイール 調理用アルミホイール</td> </tr> </table>	古金物類	ステンレス水筒 ゴルフクラブ アイロン	その他	車のアルミホイール 調理用アルミホイール	<table border="1"> <tr> <td>古金物類</td> <td>水筒(内部も含めて金 属製のものに限る。ふ たは取る。)</td> </tr> </table> (ほかの品目は削除)	古金物類	水筒(内部も含めて金 属製のものに限る。ふ たは取る。)
古金物類	ステンレス水筒 ゴルフクラブ アイロン								
その他	車のアルミホイール 調理用アルミホイール								
古金物類	水筒(内部も含めて金 属製のものに限る。ふ たは取る。)								
P110	広報・広聴・情報公開制度 広報・広聴 ■広報活動の表中、広報紙 「広報あらお」: 配送方法の文中 上から2段目	岱洋中	岱洋東						

【広告欄】

P78	ユーユー居宅介護支援センター 電話番号	65-8500	65-8200
P123 P136	工藤歯科 電話番号	62-3780	62-3788

父子家庭の皆さんにも児童扶養手当が支給されます！

このたび、ひとり親家庭に対する自立を支援するため、「児童扶養手当法」が一部改正され、平成22年8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。

右の支給要件をいずれか満たしている人は、平成22年11月30日までに申請いただくと8月分から支給できます。

ただし、受給資格者および扶養義務者の所得が限度額を超えていた場合は、支給できないことがありますので事前にご相談ください。

なお、12月1日以降の申請については、申請された翌月からの支給となりますのでご注意ください。

●支給要件

次の①～⑤のいずれかに該当する子どもで、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②母が死亡した子ども
- ③母が一定程度の障がいの状態にある子ども
- ④母の生死が明らかでない子ども
- ⑤その他(母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど)

●手当額

受給資格者および扶養義務者の所得状況、扶養されている人数によって手当額が決められています。

【児童1人の場合】

全部支給：41,720円 一部支給：41,710～9,850円

【児童2人以上の加算額】

2人目…5,000円、3人目以降1人につき…3,000円

●受付方法

児童扶養手当を受給するためには、事前に申請が必要となりますので、子育て支援課⑭番窓口にお越しください。なお、申請にあたっては、戸籍謄本や住民票等の添付書類が必要となりますので、事前にご相談ください。

【問】子育て支援課 ☎ 63-1417



介護保険負担限度額認定の申請はお済みですか？

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設への入所、または短期入所生活介護や短期入所療養介護などのショートステイを利用する場合、居住費（滞在費）・食費が過重な負担とならないように世帯全員の住民税課税状況や利用者の年金収入額などに応じて自己負担額が軽減されます。既にこの適用を受けている

人は6月末で適用期間が満了となりますので、適用を引き続き受けるためには再度申請書の提出が必要です。3月時点で施設に入所されていた人には、更新するための申請書を各入所施設に送付し取りまとめを依頼していますのでご確認ください。この適用を新たに希望する場合にも申請が必要ですので、介護保険係窓口にご提出ください。

【問】健康生活課 ☎ 63-1418

国民健康保険 限度額適用・標準（食事）負担額減額認定証の申請・更新を8月から受け付けます

国民健康保険被保険者の人で、事前に国保の窓口で申請をして交付された『限度額適用認定証』を医療機関などに提示することで、入院時の窓口での支払いが、それぞれの世帯の所得区分に応じた自己負担限度額までとなります。

【問】健康生活課 ☎ 63-1327

- **受付期間** 8月2日（月）から随時
（7月中は受け付けられませんのでご注意ください）
 - **認定期間** 申請した月の初日～平成23年7月31日
 - **受付場所** 健康生活課国保年金係 ⑫-1 窓口
 - **申請に必要なもの** 国民健康保険証、印鑑、限度額適用認定証（既にお持ちの人）
- ※既に限度額適用認定証をお持ちの人（入院中の人）は8月中に更新手続きが必要です。

● 70歳未満の人の高額療養費の自己負担限度額

所得区分	3回目まで	4回目以降（※2）
上位所得者（※1）	15万円（+医療費が50万円を超えた場合は、その超えた1%を加算）	83,400円
一般	80,100円（+医療費が26万7,000円を超えた場合はその1%を加算）	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

（※1）基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯。

（※2）同じ世帯で過去12カ月内に、高額療養費支給が4回以上あった場合。

● 70歳以上の人の高額療養費の自己負担限度額

所得区分	外 来	外 来 + 入 院	
		3回目まで	4回目以降
現役並み所得者（※1）	44,400円	80,100円（医療費が26万7,000円を超えた場合、その超えた分の1%を加算）	44,400円
一般	12,000円	44,400円	
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	24,600円	
	低所得Ⅰ	15,000円	

（※1）課税所得145万円以上の世帯。

（※2）70歳以上の住民税課税世帯の人は『国民健康保険高齢受給者証』を病院の窓口に表示してください。

（※3）70歳以上の住民税非課税世帯の人は『国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証』の申請および更新の手続きが入院時に必要になります。

■『限度額適用認定証』を作成しないで入院時に自己負担限度額以上の支払いをした人は、領収書を持って市役所の窓口にて高額療養費の申請が必要です。

■平成22年8月以降の自己負担限度額は、平成21年中の所得をもとに設定されています。

■平成22年1月2日以降に荒尾市に転入した人には、前住所地での所得課税証明書の提出をお願いする場合があります。

限度額適用認定証の申請不要（※2）

限度額適用認定証の申請必要（※3）



● 入院時の食事代の標準普段額（1食あたり）

①一般（下の②③④以外の人）	260円
②住民税非課税世帯	90日までの入院 210円
③低所得Ⅱ（70歳以上、市民税非課税世帯の人）	90日を超える長期入院 160円
④低所得Ⅰ（70歳以上、市民税非課税世帯で、かつ所得が一定水準以下の人）	100円

※上表の②③④に当てはまる人は、併せて入院時の窓口で支払う食事負担も減額されます。

■8月1日現在で長期入院に該当する人は、90日以上入院日数が確認できるもの（医療機関の領収書など）が必要です（既に長期該当の認定証をお持ちの人が更新される場合は不要です）。